



松本市諮問松福保第12号
令和8年1月27日

松本市国民健康保険運営協議会
会長 澤地 雅弘 様

松本市長 臥雲 義尚



松本市国民健康保険税の改定について(諮問)

令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、少子化対策の財源に充てるための「子ども・子育て支援制度」が創設されました。

本制度は、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づく総額3.6兆円に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源となり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える「新しい分かち合い・連携の仕組み」づくりを目的としています。

令和8年度から医療保険者は、医療保険制度の保険料に合わせて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し、支援納付金として国へ納付することとなります。

そのため、本市においても令和8年度以降、子ども・子育て支援金の賦課、徴収を行う必要があることから、本支援金に係る税率について、貴協議会の意見を求めます。